

## 第 4 節

## 林野火災対策

## 林野火災の現況と最近の動向

平成30年中の林野火災の出火件数は1,363件（前年比79件増）、焼損面積は606ha（同332ha減）、損害額は2億237万円（同6億9,799万円減）であり、出火件数は前年に比べ増加したものの、焼損面積及び損害額は前年に比べいずれも減少している（第1-1-8表）。

例年、林野火災は全国各地で春に多く発生している。この原因としては、降水量が少なく空気が乾燥し強風が吹くこの時期に火入れが行われたり、山菜採りやハイキングなどで入山者が増加すること等が考えられる。平成30年は、2月から4月に多くの火災が発生している（第1-1-18図）。

平成30年中は、4月に岩手県宮古市において焼損面積26haの被害をもたらした大規模な林野火災が発生している。

また、平成31年に入ってから、平成31年4月に福島県郡山市において焼損面積68ha、令和元年5月に北海道雄武町において焼損面積215haの被害をもたらした大規模な林野火災が発生している。

## 林野火災対策の現況

## 1. 林野火災特別地域対策事業

消防庁では、昭和45年度（1970年度）から林野庁と共同で林野火災特別地域対策事業を推進している。この事業は、林野占有面積が広く、林野火災の危険度が高い地域において、関係市町村が共同で、林野火災特別地域対策事業計画を樹立し、

- 〔1〕防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林野火災の予防
- 〔2〕火災予防の見地からの林野管理
- 〔3〕消防施設等の整備
- 〔4〕火災防御訓練等

を総合的に行うものであり、平成31年4月1日現在、233地域（38都道府県513市町村）において実施されている。

## 2. 広域応援・空中消火による消防活動

## (1) 空中消火の実施状況

林野火災は、対応が遅れると貴重な森林資源を大量に焼失するばかりでなく、家屋等に被害が及ぶことや市町村境、都道府県境を越えて拡大することもある。そのため、ヘリコプターによる情報収集と空中消火は、広域応援や地上の消火活動との連携による迅速かつ効果的な消火活動を実施するために欠かせない消防戦術であり、都道府県や消防機関が保有する消防防災ヘリコプターや都道府県知事からの災害派遣要請を受けて出動する自衛隊ヘリコプターにより実施されている。過去10年間の空中消火の実施状況は、第1-4-1図のとおりとなっている。

## (2) 広域応援・空中消火体制の整備

林野火災の消火活動には、早期消火・延焼拡大防止の観点から、迅速な応急対応や資源の集中的投入が求められることから、消防庁では、都道府県及び消防機関に対し、以下のとおり空中消火を積極的に活用するよう要請している。

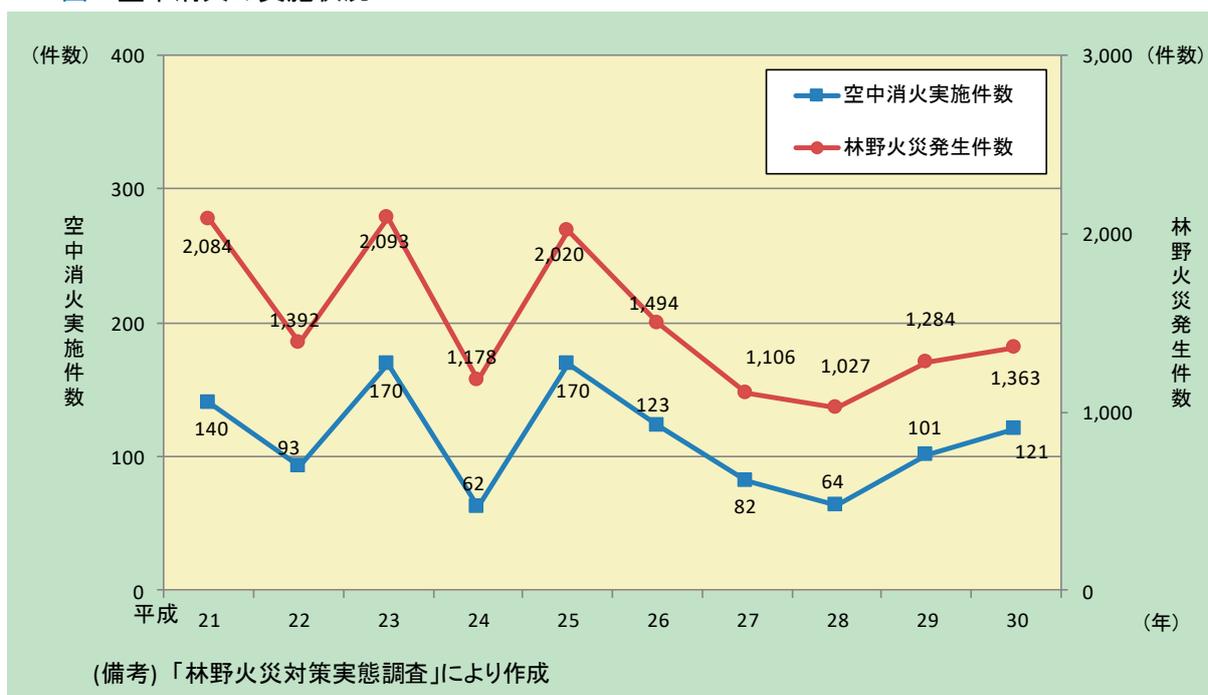
- 〔1〕消防本部は、林野火災を覚知した場合、当該都道府県内の消防防災航空隊へ速やかに第一報を入れ、当該航空隊が出動に備えた消火資機材の装着や準備を早期に行えるようにすること。
- 〔2〕市町村長は、延焼拡大の危険性、陸上消防部隊の燃焼地点への接近の困難性、人命や家屋への被害拡大の危険性等から、ヘリコプターによる空中消火活動が必要と判断した場合は、当該都道府県内の消防防災ヘリコプターの要請を速やかに行うとともに、火災規模等に応じて、消防組織法第39条に基づく消防相互応援協定による要請、更に同法第44条に基づく大規模特殊災害時における広域航

空消防応援によるヘリコプターの要請を求めること。

- 〔3〕都道府県知事は、消防防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断し、又は困難と見込まれる場合には、時機を逸することなく、自衛隊ヘリコプターの派遣要請を行う等、速やかに災害拡大防止策を講ずること。市町村長は、

都道府県知事による当該要請が行えるよう、災害の状況を踏まえ、都道府県知事に対して、迅速的確に要請の求めを行うこと。また、自衛隊が正式派遣要請受理後、速やかに消火活動を実施できるよう、林野火災を覚知した時点から適宜情報提供を行う等、自衛隊と緊密な連携を図ること。

第1-4-1図 空中消火の実施状況



### 3. その他の対策

#### (1) 出火防止対策の徹底

林野火災の出火原因は、たき火、火入れ、放火(放火の疑いを含む)等人的要因によるものが圧倒的に多く、また、林野火災の消火には多くの困難を伴うことから、林野火災対策は、特に出火防止の徹底が重要であり、消防庁では、次の事項に重点を置いて出火防止対策を推進している。

- 〔1〕林野周辺住民、入山者等の防火防災意識を高めること。特に、出火が行楽期等一定の期間に集中していることから、このような多発期前に徹底した広報を行うこと。
- 〔2〕火災警報発令中における火の使用制限の徹底を図るとともに、監視パトロールを強化すること。
- 〔3〕「火入れ」に当たっては、森林法第21条第1項に基づき必ず市町村長の許可を受けて、その指示に従うとともに、消防機関に連絡を取るように、指導の徹底を図ること。

- 〔4〕林野所有者に対して、林野火災予防措置の指導を強化すること。

また、毎年、林野庁と共同で、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から3月7日までを全国山火事予防運動(第4章1(3)参照)の統一実施期間とし、統一標語を定め、テレビ、新聞、ポスター等を用いた広報活動や消火訓練等を通じた山火事予防を呼びかけている。

さらに、平成30年から、林野火災の優良な予防対策の事例や実災害から得られた知見等を広めることを目的に、都道府県林野関係部局や消防本部等を対象とした「林野火災対策説明会」を開催している。

#### (2) 林野火災用消防施設等の整備

消防庁では、消防防災施設整備費補助金により、林野火災による被害を軽減するため、林野火災用消防施設等(防火水槽(林野分)及び救助活動等拠点施設等(林野火災用活動拠点広場))の整備を促進している。

## 林野火災対策の課題

効果的な林野火災対策を推進するためには、出火防止対策の一層の徹底を図るとともに、特に次の施策を積極的に講じることとしている。

- 〔1〕 気象台から発せられる気象情報や火災気象通報を踏まえて、林野火災発生の可能性を勘案し、必要に応じて火災警報の効果的な発令を行うなど、火気取扱いの注意喚起や制限を含めて適切に対応すること。
- 〔2〕 林野火災を覚知した場合、早急に近隣の市町村に対して応援要請を行うなど、林野火災の拡大防止を徹底すること。特に、ヘリコプターによる偵察及び空中消火を早期に実施するため、迅速な連絡及び派遣要請に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火と連携した地上の効果的な消火戦術の徹底を図ること。また、ヘリコプターの活動拠点の整

備促進を図ること。なお、消防飛行艇による空中消火活動について検討したが、その消火能力の高さは認められるものの、導入経費、維持管理費等が多額である。

- 〔3〕 林野火災状況の的確な把握、防御戦術の決定並びに効果的な部隊の運用、情報伝達及び消防水利の確保等を行うため、林野火災の特性及び消防活動上必要な事項を網羅した林野火災防御図を、GIS（地理情報システム）の活用等も視野に入れて整備すること。
- 〔4〕 防火水槽等消防水利の一層の整備を図ること。特に、林野と住宅地とが近接し、住宅への延焼の危険性が認められる地域における整備を推進すること。
- 〔5〕 周辺住宅地及び隣接市町村への延焼拡大防止を考慮した有効な情報連絡体制の整備を図るとともに、これを活用した総合的な訓練の実施に努めること。



平成31年4月 福島県郡山市で発生した林野火災  
(福島県消防防災航空隊提供)



消防防災ヘリコプターによる空中消火訓練（給水）  
(福島県消防防災航空隊提供)



避難指示区域における大規模火災訓練  
(双葉地方広域市町村圏組合消防本部提供)



消防防災ヘリコプターによる空中消火訓練  
(福島県消防防災航空隊提供)